

新刊紹介

は「労働者派遣法と派遣という働き方」「派遣社員の契約をめぐる問題」「派遣社員の就労をめぐる問題」「契約社員という働き方」「契約社員の就労をめぐる法律問題」「派遣・契約社員の権利を守る」からなっている。

第1章では、「労働者派遣法と派遣という働き方」について四項にわたって、その基礎的知識・理論が明らかにされ、設問に対する実践的解答として6問、「派遣社員と正社員」「常用型派遣と登録型派遣」「業務請負と労働者派遣」「違法派遣類型」「二重派遣」「派遣元と派遣先の責任」が。

第2章は、「派遣社員の契約をめぐる問題」での基礎知識では六項「労働条件と就業条件の明示」「1年ルールと派遣先への直接雇用」「社会・労働保険」などについて、解答としては6問で「派遣契約の中途解約」「派遣法改正とクーリング期間」「派遣社員と社会保険」「派遣社員と雇用保険」「派遣社員と税金」等が。

第3章としては、「派遣社員の就労をめぐる問題」で、基礎知識としては「労働基準法の適用」「安全衛生・職場環境」「セクハラ防止・出産と育児」で、質問については「労時間と残業」「有給休暇」「派遣社員とセクハラ」「労災事故」「労災補償」が明らかにされている。

第4章は、「契約社員という働き方」について、基礎知識としては「契約社員とは」「契約労働と個人請負」「社会・労働保険」等、具体的設問には「契約社員と正社員の違い」「雇用期間満了と解雇」「均等待遇と労働法令」「契約社員と社会保険加入」についてふれられている。

第5章は、「契約社員の就労をめぐる法律問題」で、基礎知識としては「契約社員と賃金・労働時間・休日・休暇」「契約社員と就業規則」「契約社員と女性・母性保護」からなり具体的質問にも回答している。

第六章は、終章である。以上をおさえたうえで、いかに要求を前進させるかについてふれている「派遣・契約社員の権利を守る」がそれである。基礎知識として「権利を守る手続きと方法」「労働組合の組織と加入」として派遣先責任の追及、「正社員の組合としての課題」「行政機関の種類と活用法」が明らかにされている。

著者は、終章の中で次のように触れている。「日本の職場の状況は異常である。リストラ・解雇・失業の拡大のなかで、長時間・過密労働、サービス残業から、単身赴任、ストレス、過労死、過労自殺に至るまで、生命・健康を含めて労働者の職場における基本的人権が侵害されている。今の日本ほど、労働者が人間らしく働けるルールが求められているときはない。」「労働法は、むしろ『職場の常識に反する非常識なもの』と受け止められ」ているようであるとしている。本来資本主義社会にあつて「労働法は使用者に対して弱い立場にある労働者を保護するために、使用者と労働者の間の契約（労働契約）に対して強い規制を及ぼすことになったわけである。労働者は、自分で署名した契約を破っても何ら非難される事はない。」「これは国の最高法規である憲法の認める原理（27条、28条）にまでなっている。要するに、労働法は『契約守るべし』という常識を大きく修正し、『労働法に従った契約を守るべし』を新たな常識としたのである。」これが近代社会における通念であり常識であると明らかにしているのである。

たしかに非正規労働者の権利と利益を守り拡大するには、社会的な力がある。それを結集するうえで本書は労働者に活用されて力となりうるであろう。

リストラに苦しみ闘う労働者にとって、理論的、実践書として提起されている。

（旬報社・2002年4月刊・1600円＋税）

（うちやま たかし・労働総研理事）

福島久一編

『中小企業政策の国際比較』

大林 弘道

本書は「経済のグローバル化」と「世界の中小企業」という視点から①中小企業政策の国際比較のための分析方法と比較基準の検討、②各国の中小企業政策の特殊性と共通性の分析、③中小企業政策の「世界化」の探求、④日本の今後の中小企業政策の方向の究明という四つの課題に取り組んでいる。編者の福島久一氏がまず序章で「中小企業政策の国際比較－分析方法と比較基準をめぐって－」を論じ、その上で、福島氏も含めた9名の研究者がそれぞれ、ベ

トナム、マレーシア、台湾、中国、オーストラリア、イギリス、イタリア、ドイツ、日本の中小企業政策について検討を加えている。

福島久一氏は、序章で、経済のグローバル化と情報・通信技術の急速な進展による「資本と生産の世界集積」が「現段階の中小企業の新たなグローバル構造問題」を醸成し、世界的視点での中小企業政策、すなわち、「一国経済単位を越えて複数国での政策理念の共有化（広域的地域中小企業政策）」「世界的レベルでの理念の普遍化（政策の世界共通化）」を要請していることを主張している。同時に、そのような問題への各国の中小企業政策の比較という課題の解明を通じて今日の日本の中小企業問題の解決への教訓・示唆を獲得することの重要性を強調している。また、その際、中小企業の存在意義と期待される役割を「独占に対抗する競争者」「競争の担い手そして経済民主主義の形成者」として位置づけている。

国際比較における、このような方法と観点を各国の中小企業政策に厳格に適用して分析することは容易なことではないし、ひとりの研究者が多数の国の中小企業政策を考察することは困難なことである。そうした研究は、本書のような集団研究において初めて成しうる課題でもあり、本書はそうした野心的な努力の成果であり、その意味で貴重である。

また、各国の中小企業政策の研究は広く待ち望まれていた。とくにアジア諸国のその解明の必要性は中小企業経営においても緊急を要している。そして、本書のそれぞれの章における分析も興味深く、それらの成果も多様であるが、それらからの日本の中小企業政策への教訓・示唆の獲得は本書ではなお読者に委ねられている。とはいえ、中小企業政策の国際比較という課題に対しては今後さらに著者らの共同研究に期待されるものが大きいと思われる。

(新評論・2002年4月刊・3000円+税)

全労連・労働総研国際労働研究部会 公開研究会のお知らせ

大企業が強行する大量首切り・人べらし・リストラ「合理化」によって、史上最悪の失業者・失業率と雇用不安がかつてなく強まる中で、パート・派遣など、不安定で無権利状態にある労働者が労働者全体の3割以上に増大し、労働組合運動に新たな課題を提起しています。

全労連・労働総研国際労働研究部会との共催で、諸外国、とくにヨーロッパにおける不安定就労の実態と保護の現状を、参加者と共に検討することによって、日本の労働組合運動が解決すべき問題点を探ることを目的に、以下の要領で公開研究会を開催します。

この問題に興味をもたれる個人会員、団体会員（労働組合）等の関係者の積極的な参加を期待しています。

テーマ：海外における不安定就労の実態と保護の現状

日 時：2002年11月14日（木）午後6時から

場 所：全労連会館3階全労連会議室

運 営：研究部会メンバーによる報告と

参加者による討論

